

令和5年4月28日

第35回総会議事録

長岡市農業委員会

第 35 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 4 月 28 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (19名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (5名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 00 分）

山田事務局長 それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、稲波会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

議長 これより第 35 回総会を開催いたします。

欠席届が 6 番、若井泰志委員、10 番、千野俊輔委員、15 番、中村正行委員、19 番、高橋信昭委員、22 番、池田朝二委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任について、議長において、議席番号 2 番、吉川勇委員、21 番、櫻井正広委員を指名いたします。

- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
- 議長 日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
- 議案書の 3 から 6 ページをご覧ください。
- 今月の 3 条許可申請は 18 件でございます。
- 1 から 12 番は売買による所有権移転、13 から 16 番は贈与による所有権移転、17、18 番は交換による所有権移転であります。
- 担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは、審議に入ります。
- ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
- (「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしとの声が聞こえます。
- 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について
- 議長 議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
- 議案書の 8 から 9 ページをご覧ください。
- 今月の 5 条許可申請は、三島地域 2 件、栃尾地域 1 件、小国地域 1 件、越路地域 2 件、長岡地域 1 件の計 7 件でございます。
- なお、申請のありました 5 条許可申請につきましては、本庁及び支所において 4 月 17 日までに現地確認を実施しております。
- 1 番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和 5 年 5 月 15 日から令和 5

年9月30日までの計画です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地であることから、第3種農地に該当するため原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、平5丁目の田について、住宅建築敷地として利用するため売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年5月1日から令和5年7月24日までの計画です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地であることから、第3種農地に該当するため原則許可できるものであります。

3番、三島新保の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年7月31日までの計画です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地であることから、第3種農地に該当するため原則許可できるものであります。

4番、小国町新町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年9月30日までの計画です。申請地は、小国町新町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性はなく、許可できるものであります。

5番、浦の畑について、農業用施設用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年9月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が農業用施設敷地であることから例外的に許可できるものであります。

6番、浦の畑について、駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画は既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

7番、高見町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために

使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年10月31日までの計画です。申請地は、高見町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 初めに、議案書の訂正をお伝えします。

議案書発送後に中間管理権設定(公社借入)において、出し手の死亡による申請の取下げがありました。つきましては、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の1ページ目に修正しました内訳表を入れさせていただきましたので、説明の際にはこちらをご覧ください。

それでは、改めましてご説明申し上げます。

お手元の別冊、農用地利用集積計画表紙を1枚めくったところの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で14件の申出がありました。権利関係は、

賃借権設定が11件、使用貸借権設定が2件、使用貸借権移転が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分については、このたびは100件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が90件、使用貸借権設定が10件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは91件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が76件、使用貸借権設定が15件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計205件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第1号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題といたし

ます。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

恐れ入りますが、議案書の差し替えをお願いいたします。

27ページ、中間管理権の解約についての1番の案件につきまして、合意解約日、土地の引渡し日、届出日に誤りがありました。差し替えのページは、既に皆様のお手元にお配りしております。「3月17日」を「4月3日」と訂正しております。

それでは、農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。4条の届出について2件を14ページに、5条の届出について21件を15から20ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を21ページに、18条合意解約について2件を22ページに、利用権解約について21件を23から26ページに、中間管理権の解約について5件を27ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で、提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第35回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時32分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年4月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	欠	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	欠	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	欠	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">19人</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td></td> <td>吉川勇</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>櫻井正広</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	19人		議事録署名委員		欠席委員	人	5人		吉川勇	委員		計	24人		櫻井正広	委員
出席委員	人	19人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	5人		吉川勇	委員																		
	計	24人		櫻井正広	委員																		